

議案第46号

岬町立子育て支援センター等移転に伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について

岬町立子育て支援センター等移転に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙
のとおり定める。

令和8年9月2日提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

子育て支援センター等を旧教円幼稚園へ移転することに伴い、関係条例に所
要の改正が必要となることから、これらを整備する条例を制定するものです。

岬町条例第 号

岬町立子育て支援センター等移転に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（岬町立子育て支援センター条例の一部改正）

第 1 条 岬町立子育て支援センター条例（平成 2 7 年岬町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後								
（名称及び位置） 第 2 条 センターの名称及び位置は次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>岬町立子育て支援センター</td><td>岬町深日 2026 番地</td></tr></table> （事業） 第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。 （1）～（5）（略） <u>（6）食育及び保育所等の給食調理に関すること。</u> <u>（7）前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業</u>	名称	位置	岬町立子育て支援センター	岬町深日 2026 番地	（名称及び位置） 第 2 条 センターの名称及び位置は次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>岬町立子育て支援センター</td><td>岬町多奈川谷川 1905 番地の 24</td></tr></table> （事業） 第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。 （1）～（5）（略） （削る） <u>（6）前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業</u>	名称	位置	岬町立子育て支援センター	岬町多奈川谷川 1905 番地の 24
名称	位置								
岬町立子育て支援センター	岬町深日 2026 番地								
名称	位置								
岬町立子育て支援センター	岬町多奈川谷川 1905 番地の 24								

（岬町立簡易心身障害児通園施設条例の一部改正）

第 2 条 岬町立簡易心身障害児通園施設条例（平成 5 年岬町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（名称） 第 3 条 通園施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 こぐま園 位置 岬町深日 2026 番地	（名称） 第 3 条 通園施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 こぐま園 位置 岬町多奈川谷川 1905 番地の 24

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 9 年 1 月 1 3 日から、第 2 条の規定は同月 6 日から施行する。